

千葉県環境審議会 自然環境部会 議事録

日 時 平成 26 年 3 月 31 日 (月)

午前 10 時～11 時 15 分

場 所 千葉県庁南庁舎 9 階

第 3 会議室

目 次

1. 開 会	1
2. 千葉県環境生活部自然保護課長あいさつ.....	1
3. 議事録署名人の指名.....	1
4. 議案審議	
議案第1号 県立養老渓谷奥清澄自然公園に係る道路（歩道）事業決定の 変更（案）について.....	2
5. その他	1 2
6. 閉 会	1 2

1. 開 会

司会 それでは、ただいまから、千葉県環境審議会自然環境部会を開催いたします。

2. 千葉県環境生活部自然保護課長あいさつ

司会 開会にあたりまして、自然保護課長から御挨拶を申し上げます。

川嶋自然保護課長 自然保護課長の川嶋でございます。本日は、大変お忙しいところ、千葉県環境審議会自然環境部会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日、御審議いただく議案は、前回の部会で継続審議とされました「県立養老渓谷奥清澄自然公園に係る道路事業決定の変更（案）」の1件でございます。

委員の方々には、押し迫った御案内となってしまったことをお詫びするとともに、年度末の御多忙な時期にも関わらずお集まりいただいたことに対しまして、改めてお礼申し上げます。

本日は、よろしく御審議の程お願ひいたします。

司会 それでは、本日の議事進行は、会議次第により進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日の自然環境部会でございますが、部会委員数9名中、7名の委員の御出席をいたしておりますので、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により、本部会が成立しておりますことを御報告いたします。

また、池邊委員、森委員におかれましては、本日は所用により欠席との御連絡をいただいております。

それでは、これより御審議をお願ひいたします。

部会の議事進行は、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定によりまして、部会長が議長を務めることになっておりますので、沖津部会長にお願ひいたします。

3. 議事録署名人の指名

沖津部会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

審議に入ります前に議案の公開についてお伺いいたします。

当審議会は、千葉県環境審議会運営規程第9条により、原則、公開となっておりますが、議案によっては、非公開にすることもできます。

本日の議案は、前回と同様、公開でよろしいと考えますが、委員の皆様、賛成いただけますでしょうか。

（「賛成」の声あり）

ありがとうございます。賛成いただけましたので、本日の議案は公開いたします。なお、本日の議事録は、後日、事務局で作成し、本日御出席の委員の御了解を得た上で公開することになります。

また、議事録ができるまでの間、公開する議事要旨については、事務局で作成し、私、

部会長が了承の上、公開することで御了承をお願いします。

事務局は一般傍聴者がいれば入室させてください。

はじめに、議事録署名人選出ですが、議事録署名人2名の指名については、議長一任でよろしいでしょうか。

(「賛成」の声あり)

それでは辻渕委員さんと梅山委員さんにお願いします。

お二人には、よろしくお願いします。

4. 議案審議

議案第1号 県立養老渓谷奥清澄自然公園に係る道路（歩道）事業の事業決定変更（案）について

沖津部会長 それでは、議事に入ります。

議案第1号の「県立養老渓谷奥清澄自然公園に係る道路（歩道）事業の事業決定変更（案）」の審議を行います。

本審議については、平成25年10月7日付けで、知事から千葉県環境審議会に諮問があり、当部会に付議され10月21日に審議いたしました。その結果、事業のコンセプト、あるいはヤマセミを始めとする生物の保護等について内容が不十分であるということになりました、再度、より踏み込んだ内容で整理する必要があるということで、継続審議としているところでございます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

武田副課長 議案第1号につきましては、10月21日に開催されました前回の審議会におきまして継続審議となっておりました「県立養老渓谷奥清澄自然公園に係る道路（歩道）事業の事業決定変更（案）」でございます。

詳細につきましては事業者である大多喜町から御説明をいたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

事業者（大多喜町） それでは、私、大多喜町役場の企画財政課の鈴木と申します。

部会長からお話がありましたように、本日、前回の10月の審議会にて委員の皆様からいただきました御意見を受け、当計画の見直し、検討等を重ねまして要点を整理してきました。まず始めに、面白峠遊歩道の事業関係について御説明をさせていただきまして、続きまして環境面ですとか工事の手法等について、環境等調査について町が発注したコンサルより説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料と同じ内容のものが正面のスクリーンに映されておりますので、こちらのスクリーンに沿って説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に、前回10月の審議会での事業面に関する意見を整理させていただきました。主な意見といしまして、事業の必要性及び目的が分かりづらい、遊歩道が計画された当時と比べ、環境に対する社会の認識が異なってきており、何を資源としてとらえ、何を整備するのかということを明確にする必要がある、こういったものを含めて事業のコンセプトをもっと明確にするようにということの御意見をいただきました。

続きまして、環境面に関する主な御意見ということで、ヤマセミが希少性が非常に高いとともに工事中、供用後の影響、繁殖放棄が懸念される、ヤマセミのような希少動物及びそれらが生存する環境は保全しなければならない、ヤマセミが生息できる代替の環境が当該地区にあるのだろうか、工事中の影響が判断できないため、具体的な工事期間、方法、工事用車両の運行状況について計画を出すこと、当初の計画よりも渡渉施設が増えているが環境への影響を抑える必要がある、というような環境面についての御意見をいただいたところでございます。

それでは、次のページより、先ほどの事業関係についての御意見を踏まえた検討結果を御説明させていただきたいと思います。まず始めに、事業が位置する自然公園についてということで、こちらの面白峠遊歩道の計画地が県立養老渓谷奥清澄自然公園内に位置していることから、自然公園が持つ役割を改めて確認いたしました。自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図ることにより国民の保健、休養及び強化に資するとともに生物の多様性の確保に寄与することを目的とする、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように努めなければならない、と自然公園法で定義をされた中で、今回の面白峠遊歩道が計画される県立養老渓谷奥清澄自然公園は養老川の上流部に位置し、渓谷美と豊かな自然環境が特徴となっております。このように、自然公園につきましては、自然環境を保護するのは当然ながら、公園の利用増進を図り、国民の教養や休養、学習の場、生物の多様性の確保に寄与することを目的としております。

続きまして資料の7ページから9ページにかけて計画地の環境資源を紹介させていただきたいと思います。こちらは、面白峠遊歩道が計画される養老渓谷、千葉県夷隅郡大多喜町から市原市にまたがっておりまして、養老川によって形成された渓谷であります。春はツツジやフジ、秋には雑木の美しい紅葉を有するということで、写真も紅葉の時期のものですが、養老渓谷は関東でも一番遅い紅葉と言われ、11月下旬から12月上旬にかけてが紅葉の見頃となっております。それから次の写真ですが、こちらは遊歩道の計画地内の滝であったり淵、水の力でできた洞穴、湿地帯等、既に供用されている粟又の滝遊歩道にはない自然とのふれあいを享受できる、こういった環境資源を見ることができます。それからもう1枚、こちらも事業地の環境資源の関係なんですが、こちらは事業地内のすぐ近くにある懸崖境といった地形や、流域に生息している動物となっております。このように素晴らしい自然環境がある養老渓谷には多くの自然と動植物が生息しており、このように豊かな自然について訪れた人にこれら自然を見て親しんでもらいたい、自然の大切さを理解していただきたいということで、環境への影響を最小限に抑え、自然の素晴らしさを伝える場を提供したいと考えております。

こういった内容を次のページで事業関係のコンセプトとしてまとめさせていただきました。まず1点目なんですが、首都近郊における人と自然との触れ合いの場の提供、自然資源を活かして人と自然とが触れ合える場の提供、心身の健康増進ということで、都心からも車であれば1時間半程度とアクセスも良く、それでいて豊かな自然がある大多喜町でこのような自然と触れ合え、環境等学習できる場を提供したいと考えています。それから2点目なんですが、人が環境保全、環境学習、地域連携といった自然公園の望ましい利用に参画するための機会を提供する。自然保護思想及び自然利用の機会の促進

ということで、こちらにつきましては直接自然と触れ合ふことで環境を保全する意識付け、あるいは環境の学習の場として、学習というと、例えば小学生とか子供を対象に実際に自然と触れ合ふことで自然の大切さや動植物の生態について学ぶ体験学習といいますか、課外授業ですね、そういういたものも行えることができるのではないかと。またそういういた現地を地元の方が案内することで、そこに棲んでいる動物ですとか植物、あるいは自然の地形、こういったものを地域の方が説明するということで、地域外から訪れた方とそこに住んでいる地元の方が触れ合う機会も提供できるのではないかと期待しているところでございます。それから3番目、地域の活性化ということで大多喜町の地域活性化施策の一つとして、人が自然を楽しみ、集まる場所を創出、提供したいと考えております。こちらにつきましては、2番目で説明させていただいたような計画地を訪れた方と地元の人の交流を通して地域の活性化に繋がればと考えております。また、こちらを大多喜以外の方が訪れるだけでなく、元々大多喜町に住んでいる地元の方もこういったところを歩いていただいて、改めて大多喜町にある自然の素晴らしさを再認識して、自分の住んでいる町にも誇れるものがあるのではないかというところを気付いていただければ、地域活性化のきっかけにもなるのではないかと期待しているところでございます。

続きまして事業の位置付けということで、千葉県公園計画（利用計画）ですが、当計画は平成9年県立養老渓谷奥清澄自然公園の公園事業として、起点の老川橋より終点の水月寺までの養老渓谷を探勝するための遊歩道計画が決定されました。千葉県養老川自然歩道「渓谷と滝のみち」のネットワークの形成、養老川自然歩道は自然や文化に触れ、豊かな心と健康を保持することを目的として指定された道である、面白峡遊歩道の設置により、「渓谷と滝のみち」のネットワークにより川沿いを歩くことで自然とより触れ合えるルートが形成される、となっておりますが、御覧のように、当初の計画が平成9年に決定されたというところなんですが、平成9年から15年以上経過しておりますが、当然ながらその間、環境面に対する調査方法であったり、あるいは人々の自然や環境に対する意識も変化してきているものと思われます。環境面につきましては後ほど御説明いたしますが、事業面から見ますと計画が決定された平成9年当時と比較しまして自然に対する意識や、あるいは健康に対する意識がより高まっているところだと感じております。このように、養老渓谷が持つ素晴らしい環境資源と人々が求めている自然と触れ合い楽しみながら健康増進を図ることができる場を提供したいと考え、今だからこそ、こういった場を提供することが意味のあることではないのかと思いまして、今回の計画を示させていただきました。それから、養老川自然歩道の参考といたしまして、位置的なものなんですが、図のちょうど中央の四角く赤で囲ったところが計画地全体周辺なんですが、その拡大図がその左上のところとなっております。こちら渓谷と滝のみちというふうに指定されているルートなんですが、実際には県道としての一般道ですが、この道とほぼ並行してこのちょっと青く塗りつぶしてあるところ、養老川が流れているということで、養老川に沿って遊歩道を設置することで渓谷と滝の道とのネットワークも形成されると考えております。

それから事業計画につきまして、概要について御説明いたします。（1）で事業の位置といたしまして、御覧のように大多喜町は千葉県の房総半島のほぼ中央に位置してお

ります。図の一番右側の方が計画対象地の位置図となっておりまして、起点の老川橋から終点の水月寺、起点が大田代という地名と終点が小沢又という地名となっておりまして、起点から終点まで約2.5キロメートル、その間にあるビオトープ等の周回路、これらを含むと総延長として3.4キロメートルとなります。こちらの終点の小沢又というところで既に供用中の上流からきている栗又の滝遊歩道とつながるという形になっております。続きまして(2)として、事業主体は大多喜町、(3)で事業の種類、道路、実際には遊歩道となっております。(4)の事業規模、路線総延長は先ほど説明させていただいたとおりの3.4キロメートルとなっております。(5)として主な整備予定施設、遊歩道が3.4キロメートル、渡渉施設5か所、避難路1か所、標識類が一式、(6)保護計画の概要ということで当地区が第3種特別地域及び普通地域という指定を受けております。こちら渡渉施設のところ、吹き出しで記載があるのですが、こちら前回の審議会の際に、環境影響を低減するために渡渉の施設を削減してはどうかというような御意見をいただいております。こちらにつきましては検討したのですが、利用者の安全を優先させていただき、渡渉施設は削減せずに当初計画のまま5か所で計画させております。なお、こちらの渡渉施設削減の検討状況につきましては、後ほど現地の状況と合わせて環境面の方から改めて御説明をさせていただければと思います。

以上、ここまでが事業関係についての説明となります。続きまして、環境面等について大日本コンサルタントより御説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

事業者(大日本コンサルタント)では、環境面について、前回、審議会にいろいろと御助言いただいた結果を考慮しまして再検討してまいりましたので、説明をさせていただきたいと思います。

まず、環境調査の実施状況ですけれども、前回お示しした資料と同じものでございます。環境調査は景観、動植物など、一式調査を行っています。概ね4季調査、春、夏、秋、冬を通して調査等を実施しております。

こちらの動物と水質についても河川の状況等調査しております。こちらが環境影響評価の実施手順ということですけれど、この事業は事業の構想段階から環境影響評価を実施することができました。ステップ1、ステップ2と段階を分けて実施しているのですけれども、まず、ステップ1の方で複数の線形と構造の案をまず検討しまして、その中から環境影響の少ない線形・構造を一時的に抽出した。その後に影響の少ないと考えられる線形と構造から環境影響の予測をして配慮事項を検討したということで、環境影響評価を実施しております。こちら、環境影響を最小化したと考えられる線形及び構造で事業影響を予測した結果になっております。事業影響のところにバツと二重丸が書いてございますけれども、バツが影響があると考えられる。二重丸のところは本事業でビオトープ等検討することを考えておりますので、生息地が拡がったり、いい影響があるだろうということで考えているところです。植物については、直接的に改変されてしまうものがございますので、そういったものは改変地外へ移植するということで考えています。カヤネズミ、こちらもビオトープ検討の中で保全対策を考慮することで事業影響を低減できる。もう一つ、サシバ、カワセミ、ヤマセミ3種ございますけれど、特にヤマセミに事業影響が懸念されるので、施工時期の考慮ですか、モニタリング結果など、検討してまいりましたので、次から御説明させていただきたいと思います。

まずヤマセミの確認状況ですけど、平成24年の春の調査、5月の初旬に実施した調査で飛翔している個体と事業地の真ん中あたり、繁殖していると思われる巣穴が見つかりました。ただ、鳥の調査は春以降、夏、秋と実施しているんですけども、その後の調査で成鳥や幼鳥の出現が見られなかつたので、繁殖初期は、繁殖の方は始めていたのですが、その後はいずれかの原因で繁殖は途中でやめてしまったということです。次にヤマセミへの影響検討と保全対策を検討してまいりました。ヤマセミへの影響ですけれど、工事中及び供用後の人為的な影響、つまり人が近づいてそれを嫌ってしまうようなところが懸念される。こちら、前回審議会でも御助言いただいたものと思っております。次にそちらを踏まえまして検討した保全対策を下に二つ示しております。一つは工事中については、ヤマセミを保全するエリアを予め設定しまして、その地帯は、工事中は極力立ち入らないように配慮する。もう一つはヤマセミの人工の巣穴を土壁にあけまして、こちらへの営巣の移動というものを促そうということで考えています。場所は次のページに示してございますけれども、事業地の向かって真ん中から少し右あたり、青く塗りつぶしたところ、こちらがヤマセミの保全エリアと、今考えているところです。比較的水深がある淵が連続しております、あと、木がオーバーハングしている。なので、ヤマセミの餌場としてはいい環境ではないかと思います。スライドに示しました5メートルぐらい土壁が横に存在している。そこに人工の巣穴を設置しまして、ヤマセミの繁殖をそちらに誘導というか促せたらと考えています。遊歩道は、こちらに入らないような形にしておりますけど、工事中の配慮等実施する予定で考えております。次に河辺川ダムのヤマセミ保全事例、こちらを引用してきたんですけども人工的に巣穴を設置しましてそこに繁殖した事例というものでございます。年を追うのに右下のグラフを見ていだきますとヤマセミの利用数がどんどん増えていっている。人工的に設置した巣穴でも条件が良ければ利用すると考えていますので、こういった対策を利用して保全対策を実施できればと考えています。

次に遊歩道事業の工事計画についてご説明いたします。まずは、資材搬入路の位置ですけれども、4か所考えています。河川の上流、下流、あと中流域2か所で考えています。施工ヤードを設置しなくてはいけないんですけど、資材置き場としては既に改変されている平場を有効に活用いたしまして、新しく樹林伐採等するような改変は行わないように現在考えているところです。

次に遊歩道の構造について説明します。凡例をちょっと見ていただきますとタイプA、B、Cとございます。タイプAは、既にある既設の遊歩道と同様の構造になっております。タイプBは、5メーターピッチで透過ブロック遊歩道の下を生き物や水、土、そういうものが流れれるような透過型ブロックを連続して設置するというようなことで考えております。この位置を上に示しているのですけれども、特にカジカガエルとかゲンジボタル、そういう陸域と水域を移動するような生き物、これがよく利用しているところを現地調査で確認しまして、特にそういうところで移動阻害にならないように構造を検討して設置したところでございます。

次に施工のイメージということなのですが、まず準備工について簡単に説明できればと思います。ポンチ絵の真ん中、一回、土嚢を積み上げまして乾いたところを少し平らに掘削する必要がある。次にタイプA、これは既設遊歩道の構造なんんですけど、左下に

構造の図がございます。向かって右の河川の方、こちら石積みをしまして、そこに苔蒸すような構造で考えています。これは土嚢で一旦ドライにした感じで設置してというような工事になります。次にタイプB、タイプCということなんんですけど、構造は同様に左下にT字になっておりますけれども、下が透過型になるブロックを設置する。これも設置の仕方は同じでして、土嚢で一旦水を遮断したところに基礎を打ちましてその上に設置していくということで考えております。

続きまして工事中の影響検討と対策ということですけれども、まず工事の期間、こちらは平成27年度から29年度の3か年予定しております。次に工事の時期なんですけれども、渇水期に工事を実施する予定です。というのは、10月から翌年3月に工事を行う計画でございます。こちらについては、春から夏の動物の繁殖期に当たる時期、これを避けるように工事計画を考えております。

次に騒音・振動の影響ということなんですけれども、工事箇所の周辺、谷の底の部分になるので民家は近接していません。なので、特に騒音等の生活環境への影響は、概ね無いだろうということで考えてございます。また、動物に対しても影響を軽減するために、下に示したような低騒音型の重機等を積極的に採用しまして工事を進めていこうと考えております。

次に水質汚濁対策ということなんんですけど、一部セメントを使うところがございますので、ペーハーが上昇してしまうのですが、あと濁水が発生してしまう可能性がある。そこで、下に示したようなシルトフェンスですか、カキ殻を使ったような水質浄化法、こちらを適宜、工事用排水を流すところについては設置しまして対策を実施するということで考えてございます。

先ほど少し説明のあった渡渉施設の削減の検討ということなんんですけど、左下に示しました赤い線は当初計画で考えていたところです。ここは3か所連続して渡るような環境なんですけど、青い方、下の方に遊歩道を振れないかということで検討しました。ただ、今年の2月の積雪で、右下に写真がございますけれども、一部倒木とか土砂崩れが見られました。地域の住民からも、元々迂回しているルートが安全面からよろしいのではないかと御意見をいただきしております、こちらについては検討したのですけれども、当初計画どおり渡渉施設は減らさない案が望ましいだろうということで考えております。

次に渡渉施設のイメージということなんんですけど、これが既設の遊歩道で設置されている渡渉物なんですが、特に水の流れですか、土砂を遮断するようなものではございませんで、下は透過するような構造で、特に生物に移動阻害の影響等無いものを設置しようということでございます。

最後に環境保全措置のビオトープの計画ということなんんですけど、前回の審議会では、さらっと説明しただけになってしまったので、より具体的なものをもってまいりました。ビオトープの位置なんんですけど、事業地の中ほどに休耕田になっていた草が、草地化が進むような環境があります。ここにはトウキョウサンショウウオとか、モリアオガエル等が産卵している場所が、図面の左の方の青いところ、一部残されている。ここを放っておきますと、どんどん草地化が進行してしまう場所で、里山で問題になっているような原因の一部だと思っております。遊歩道を迂回するルートで考えておりますので、ここを良い環境資源だと考えましてビオトープを造成しまして生き物の生息環境を

創出しようと考えております。特にこの地区に生存している希少動植物、こちら写真で示したようなこの生存条件を視野に入れて、計画を検討していくということで考えております。また、事業者単体で造ってしまうものではなくて、一つは地域連携、住民、企業、小学校等多様な団体と連携して保全活動ができればと思っております。また、小学生を対象としました環境教育としても利用できないかと、ただ、生き物を保全するだけではなくて地域の環境を知ってもらうための良い場になればということで検討しています。それでは、御清聴ありがとうございました。

沖津部会長 どうもありがとうございました。前回に比べてかなり明確になっていろいろと具体的に内容が豊富になったと思います。

ただいま、説明のありました議案第1号について、御審議をお願いします。

御質問、御意見等がございましたらお願ひします。

岡委員 大多喜町にお伺いいたします。この事業予算と今後のメンテナンス予算はどのくらいを見込んでいらっしゃるのですか。

事業者（大多喜町） 整備とかにどれくらいの費用を要するかということですね。

一応、この遊歩道を整備するにあたってざつとなんですが約3億8千万円、4億円近くとなっております。それをその後メンテナンスしていくというところなんですが、今考えているのは、その維持管理、既に供用されている上流部にあります粟又の滝遊歩道、こちらと同じように観光協会へ委託をして管理をお願いしたいと考えているところなんですが、実際、管理、メンテナンスをしていくコストなんですが、それこそ、例えばこの間の大雪で大きいところがあると、実際相当な費用もかかるてくるのだと思うのですが、まずはそういったメンテナンスにつきましては、極力、メンテナンスが必要になった時に、具体的な金額というといぐらぐらい必要か詳細なところまでは把握していないのですけども、災害じゃないんですがメンテナンスが必要になった時はそういったところを予算等付けまして対応していこうと考えております。

岡委員 ありがとうございます。補足して質問します。実はこのお彼岸に行ってまいりました。いくつか、今後の問題になるだろうと考えてまいりました。まず一つは小規模水力発電所の場所。ヤマセミの繁殖地がある場所ですね。既に供用道路が崖下まで敷かれています。崖下の管理小屋はいつ建てられたのでしょうか。

事業者（大多喜町） あれは、今年の年明けくらいに。

岡委員 ログハウス風の。

事業者（大多喜町） はい。平成25年に整備が始まりました。

岡委員 ちょうど1年くらい前ですか。

事業者（大多喜町） そうですね。25年になってからです。

岡委員 重機が下りて、かなり整地が進んでおりました。もう一つは、すぐ上流にある既存の粟又の滝遊歩道です。ここに渡渉部がありますね、私が行った時は土砂災害から1か月半くらいは経っていて観光客も二・三十人くらいいました。その目玉の渡渉部に上流から流されてきた木々がひっかかり、大きなビーバーダムになって流れを妨げ、すぐ先は土砂崩れで遊歩道が通行止めになっていました。同じ町なので、遊歩道事業のメンテナンスについての現状をお尋ねしたわけです。次は水質についてです。川水は白く混濁しており、浄化機能が衰えている懸念を持ちました。崖下の湧水はきれいで手を洗いたく

なるほどでしたので、おそらく河床遊歩道の敷設で湧水を遮断したり、ビーバーダムになりやすい渡渉部の設置で水質の浄化機能がそこなわれているだろうと思われました。この2点が、非常に大きな懸念になりました。おそらく自然環境の植物と動物のアセスメントはきちんとやられていると今回も前回も伺って判断しております。しかし、水質はやられていない。既存の栗又の滝遊歩道と、これから遊歩道を作ろうとしている面白峠地区で、現時点でどれくらい水質が違うのかの比較が必要だろうと思います。工事後に手厚いメンテナンスが行われ初めて以前の自然状態を維持できることが一般的です。4億ですか、その投入額だけでは済まない場所になってしまふ懸念が残ります。以上です。

沖津部会長 非常に貴重なご意見です。他に何かご意見はありますか。

榎鴻委員 質問ですが。ビオトープですけれども、今は耕作放棄田ですかね。果樹園が放棄されていてというような状態になっているところもあるようですけれども。こうなっているのは、等高線が大体同じというようなところで、地形はU字状になっているのかと思いますが、それを一部ビオトープにする。それはどういう環境として保全するのか。ビオトープというと一応、自然に手を加えないというかそういうイメージがあるんですけど、自然に手を加えないとどんどん変わっていってしまいますよね、どういう状態で管理をしていくて、結局そこに、遊歩道を造ったことによって生棲領域のなくなった動植物をどうするかということになるわけですけど、その辺の管理の方法、それから残っている果樹園とか、耕作放棄地が将来どう遷移していくのかそれを確認したいと思います。

事業者（大日本コンサルタント）まず、ビオトープの将来的な目標像というか、どういった環境にするのかということなんんですけど、この場所は本来は川が迂回して、三日月湖といいますか湿地状の環境であるような場所だと思っています。人の手が入って多少埋め立てられて田んぼになっている。現在、写真で示したようにどんどん草地化が進行てしまっている。なので、目標像としては湿地環境が望ましいのではないか、遊歩道を通すこともございますので、湿地部分と人が触れ合えてなおかつ生き物が保全できる場所、これが一番望ましいことじゃないかなと思っています。果樹園の方、それは少し迂回した先になると思いますけど、こちら紅葉が非常にきれいなところもあります。なので、少し整備しまして、果樹園はそのまま残すかどうかというのはちょっと検討のところでもあるんですけど、木もだいぶ枯れているのもございますので、どちらかというとその紅葉の見えるポイントになっているかと思います。

榎鴻委員 果樹園と耕作放棄地は所有者はいらっしゃるのですか。所有者とはどういう関係になっているのかしら。

事業者（大多喜町）こちらは基本的には私有地も含んでおりますので、その辺りは所有者の方には利用計画というか、こういう計画がありますのでということで説明等はさせていただいているところであります。

榎鴻委員 地権者の協力がないとできないことですよね。それから、気になるのは、継ぎの耕作放棄地、ここも草木化が進まぬような湿地管理の方が、管理上の問題からいっても自然かもしれないんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

事業者（大日本コンサルタント）たぶん放っておいたら草地化が進むのは間違いないので、そ

の辺は定期的に草を刈るのはもちろんんですけど、搔い掘りと、土が溜まったのを取り除くようなものも年に2回かは実施して、環境を保つということが必要になってくるかと思います。

榎瀬委員 地権者がいらっしゃって町の事業としてどうやるかっていうことをやっぱり計画に入れておかないと、ビオトープの周辺の環境が保たれないような気がするんですけれども。

事業者（大日本コンサルタント）もう一つ考えているのが地域の人たち、地権者さんはもちろんんですけど、地元の企業さんですか小学校の学生さんとかそういった事業者単体で実施するのではなくて、地域の人たちが環境保全活動を出来るような場所としてうまく出来ないかなというところで、メンテナンスを含めて考えています。

榎瀬委員 そうですよね、メンテナンスを含めて将来的にそういう形でこの三日月湖の自然の再生というか、回復をどう図っていくかということも、直接的には関係ないけれども関連することとして念頭に置かれておいた方がいいような気がしました。

沖津部会長 ありがとうございます。大変重要なご意見です。他に何かご質問はありますか。

岡委員 水力発電所の上のちょうどヤマセミの繁殖地の対岸のところに民家が数件建ってらして、その横で既に整地が始まっています。あの辺りは歩かれますか。

事業者（大多喜町）ヤマセミの巣があったところの反対側ですか。

岡委員 対岸のちょっと北側です。大規模に開発が行われて砂利も入っておりました。

事業者（大多喜町）反対岸は基本的に何か開発とかそういうところは計画もございませんし、そういうのをやってるというのは無いです。元々その反対岸にも集落がありまして、おそらくその御覧になられたのは民家ということですか。

岡委員 民家の横の崖の上に張り出す大きな空き地です。縦100メートル、横50メートルが造成されて砂利が敷き詰められていました。

事業者（大多喜町）おそらく川がこう流れていって、正面の奥の方に見えたんでしょうかね。

岡委員 奥の方というか、崖地のすぐそばまでかなりの規模の造成がされています。

事業者（大多喜町）そこは休耕田になっている場所なんんですけど、そこは今道路工事の残土を埋め立てて畑なりその農地としてまた利用するという形で、あそこは今埋めているところです。造成とかそういった形の埋め立てではないです。

岡委員 砂利は入ってました。常識的に考えれば砂利というのは道路、舗装するための砂利だと判断されます。

事業者（大多喜町）あそこは基本的には農地ですので造成するという計画はない場所です。

岡委員 私が目撃したものと町が認識しているものに齟齬がありますので、それは確認を取られるということで。

事業者（大多喜町）そうですね。

岡委員 県の保護区は川からどのくらいセットバックしたところまでですか。

事業者（大多喜町）川から100メートルくらい離れていると思うのですけれども。

岡委員 保護がかかるのはどの辺りまでですか。

事務局（自然保護課）議案第1号の計画平面図（変更前）の図面の中で、遊歩道という中央に斜めの線に入っているところの中間にあたりに民家がいくつかあって、その左側の畑ということですね。そのもうちょっと右側に県道小田代勝浦線という道路が走っていると

思います。こちらから左側、川寄りの方が公園地域になるのですが、今先生がおっしゃった田んぼについては、川ではないので普通地域になります。普通地域ということなので、一定の行為については規制がかかるのですが、それが禁じられている地域ではないことになります。普通地域と特別地域の分けについては、今ご覧になっている地図の2枚前に位置図というのがありまして、こちらで水色になっているのが普通地域、緑色に塗られているのが第3種特別地域ということになりますので、普通地域はある一定の行為については届け出が必要となる地域になっております。

岡委員 特別地域というのは河川部だけですか。

事務局（自然保護課）そうです。

岡委員 斜面は。

事務局（自然保護課）普通地域です。

岡委員 エリア区分については分かりました。普通地域では既に田んぼにならないような改変が行われているということですね。町もご覧になった方がいいと思います。

沖津部会長 よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問はありますか。

大体ご意見をいただいたということでよろしいでしょうか。貴重な御指摘、重要な御指摘をいただきましたけど私の感覚では十分対応可能だということで、まあ、全体としてはですね、この議案第1号の「県立養老渓谷奥清澄自然公園に係る道路（歩道）事業の事業決定変更（案）」について原案どおり承認するということにいたしたいと思うのですがいかがでしょうか。

もし、そうでなければ付帯条件を示すということになりますけど。

柳瀬委員 工事中の水質汚濁の問題ですよね。コンクリートを流し込んだりするので、その辺を注意していただいて、水質を常時ちゃんと。

沖津部会長 川ですので、自然環境でもしょっちゅう崩れたりするので汚濁がいけないってことでもないですね。自然の状態そのものも静止した状態をずっとキープするのは厳しいですね。

川井委員 先生が言われたとおりメンテナンスをしっかりやってくださいということですね。

沖津部会長 そうですね。そこに尽きますね。メンテナンスについては、今後町の方でしっかりと研究していただくということでよろしいでしょうか。では、今出された意見を踏まえて原案どおり承認するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい、ありがとうございます。御異議ないと認め、原案どおり承認することとします。では、今出されたご意見を十分踏まえて実際にやる際には更に検討していただくということでお願いします。

どうもありがとうございました。慎重審議ができて結構いいものができた気もしますが。本当に川井委員が言われたようにメンテナンスが大事だと思いますのでお願いします。

5. その他

沖津部会長 次に、次第に「その他」とありますが、事務局から何かありますか。

武田副課長 特にございません。

沖津部会長 今日は貴重な時間をいただきいろいろ議論ができたと思います。他になければ以上で終了いたします。

なお、本日の審議結果については、環境審議会運営規程第6条の規定により、当審議会の会長の同意を得た上で、審議会の議決として知事に答申されることとなります。

6. 閉会

沖津部会長 以上で議事を終了します。御協力ありがとうございました。

司会 それでは、これをもちまして、本日の環境審議会自然環境部会を閉会といたします。

本日は年度末のお忙しい中、御出席いただき、長時間にわたる御審議、誠にありがとうございました。

— 以上 —